

法 学 第 5 9 号

平成 30 年 4 月 17 日

各私立専修学校長様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

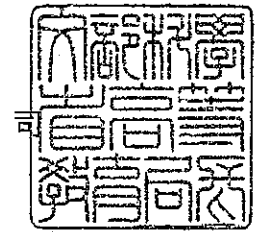
メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

29文科高第1193号
平成30年3月30日

各 国 公 私 立 大 学 長
独立行政法人大学入試センター理事長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
殿

文部科学省高等教育局長

義 本 博



(印影印刷)

学校教育法施行規則第155条第1項第5号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示について (通知)

この度、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定に基づき、標記の告示（平成29年文部科学省告示第57号）（別添）が平成30年3月28日に制定されました。この告示により指定された専修学校の専門課程を文部科学大臣の定める日以降に修了した者には、大学院入学資格が与えられることとなりますので、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

また、御参考までに、今回の告示による改正後の学校教育法施行規則第155条第1項第5号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成17年文部科学省告示第169号）及び参照条文をメールにて送付しますので、併せて御参照ください。なお、文部科学省ホームページに掲載している一覧表についても、近日中に更新する予定です。

担 当：文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電 話：03 (5253) 4111 (内線2493)



○文部科学省告示第五十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五百五十五条第一項第五号の規定に基づき、学校教育法施行規則第一百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

文部科学大臣 林 芳正

学校教育法施行規則第一百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第一百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

表一 北海道に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[略]	[略]	[略]
専門学校北海道体育大学校文化・教養専門課程スポーツ未来学科	専門学校北海道体育大学校文化・教養専門課程スポーツ未来学科	平成二十三年三月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
[略]	[略]	[略]
専門学校北海道保健看護大学校医療専門課程保健看護学科	専門学校北海道保健看護大学校医療専門課程保健看護学科	平成十八年四月一日（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
[略]	[略]	[略]
北海道情報専門学校工業専門課程情報大学併学科	北海道情報専門学校工業専門課程情報大学併学科	平成二十二年四月一日
北海道スポーツ専門学校文化・教養専門課程スポーツ未来学科	北海道スポーツ専門学校文化・教養専門課程スポーツ未来学科	平成二十九年四月一日
[略]	[略]	[略]

表七 福島県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[略]	[略]	[略]
郡山健康科学専門学校医療専門課程理学療法学科	郡山健康科学専門学校医療専門課程理学療法学科	平成十八年三月一日
国際医療看護福祉大学校医療専門課程看護学	国際医療看護福祉大学校医療専門課程看護学	平成二十九年四月一日

改正前

表一 北海道に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[同上]	[同上]	[同上]
専門学校北海道体育大学校文化・教養専門課程スポーツ未来学科	専門学校北海道体育大学校文化・教養専門課程スポーツ未来学科	平成二十三年三月一日
[同上]	[同上]	[同上]
専門学校北海道保健看護大学校医療専門課程保健看護学科	専門学校北海道保健看護大学校医療専門課程保健看護学科	平成十八年四月一日
[同上]	[同上]	[同上]
北海道情報専門学校工業専門課程情報大学併学科	北海道情報専門学校工業専門課程情報大学併学科	平成二十二年四月一日
[同上]	[同上]	[同上]

表七 福島県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[同上]	[同上]	[同上]
郡山健康科学専門学校医療専門課程理学療法学科	郡山健康科学専門学校医療専門課程理学療法学科	平成十八年三月一日

名	称	文部科学大臣が定める日
科		
国際情報工科自動車大学校工業専門課程1級自動車工学科		平成二十九年四月一日
国際情報工科自動車大学校工業専門課程高度情報工学科		平成三十一年三月一日
国際メディカルテクノロジー専門学校医療専門課程看護学科		平成二十五年三月一日(平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
専門学校国際情報工科大学校工業専門課程1級自動車工学科		平成二十一年四月一日(平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
[略]		[略]

表八 茨城県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[略]		[略]
専門学校水戸自動車大学校工業専門課程1級自動車整備学科		平成二十年三月一日
筑波研究学園専門学校教育・社会福祉専門課程子ども未来学科児童教育コース		平成三十二年三月一日
[略]		[略]

表十三 東京都に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[略]		[略]

名	称	文部科学大臣が定める日
[同上]		[同上]
国際メディカルテクノロジー専門学校医療専門課程看護学科		平成二十五年三月一日
専門学校国際情報工科大学校工業専門課程1級自動車工学科		平成二十一年四月一日
[同上]		[同上]

表八 茨城県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[同上]		[同上]
専門学校水戸自動車大学校工業専門課程1級自動車整備学科		平成二十年三月一日
[同上]		[同上]

表十三 東京都に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[同上]		[同上]

〔略〕	首都医校医療専門課程柔道整復学科	〔略〕	平成二十五年三月一日（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
〔略〕	首都医校医療専門課程鍼灸学科	〔略〕	平成二十五年三月一日（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
〔略〕	首都医校医療専門課程鍼灸学科	〔略〕	平成二十五年三月一日（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
〔略〕	首都医校医療専門課程鍼灸学科（4年制）	〔略〕	平成二十五年四月一日（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
〔略〕	東京デザインテクノロジーセンター専門学校 工業専門課程スーパーIT科（昼間部一）	〔略〕	平成二十五年四月一日
〔略〕	東京デザインテクノロジーセンター専門学校 工業専門課程スーパーIT科（昼間部二）	〔略〕	平成三十年三月一日
〔略〕	東京福祉専門学校社会福祉専門課程作業療法科（4年制夜間部）	〔略〕	平成十八年三月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
〔略〕	日本工学院専門学校工業専門課程クリエイティブラボ科	〔略〕	平成二十五年四月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）

〔同上〕	首都医校医療専門課程柔道整復学科	〔同上〕	平成二十五年三月一日
〔同上〕	首都医校医療専門課程鍼灸学科	〔同上〕	平成二十五年三月一日
〔同上〕	東京デザインテクノロジーセンター専門学校 工業専門課程スーパーIT科（昼間部一）	〔同上〕	平成二十五年四月一日
〔同上〕	東京デザインテクノロジーセンター専門学校 工業専門課程スーパーIT科（昼間部二）	〔同上〕	平成三十年三月一日
〔同上〕	東京福祉専門学校社会福祉専門課程作業療法科（4年制夜間部）	〔同上〕	平成十八年三月一日
〔同上〕	日本工学院専門学校工業専門課程クリエイティブラボ科	〔同上〕	平成二十五年四月一日

	日本工学院専門学校工業専門課程建築学科	平成二十七年三月一日
	日本工学院専門学校工業専門課程ゲームクリエイター科四年制	平成二十九年四月一日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
	日本工学院八王子専門学校情報科学専門課程 クリエイティブラボ科	平成二十五年四月一日（平成二十九年三月三十一日まで）に当該課程を修了した者に限る。）
	日本工学院八王子専門学校情報科学専門課程 クリエイティブラボラボトリー科	平成二十三年三月一日（平成二十五年三月三十一日まで）に当該課程を修了した者に限る。）
	日本工学院八王子専門学校情報科学専門課程 ゲームクリエイター科四年制	平成二十九年四月一日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
	HAL東京デジタル専門課程高度情報セキュリティ学科	平成二十五年三月一日（平成二十九年三月三十一日まで）に当該課程を修了した者に限る。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕

表十五 新潟県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
	国際映像メディア専門学校文化・教養専門課程映像クリエイター科	平成二十三年三月一日
	国際映像メディア専門学校文化・教養専門課程映像クリエイター科	平成二十三年三月一日
	国際映像メディア専門学校文化・教養専門課程総合芸術学科	平成三十一年三月一日

	日本工学院専門学校工業専門課程建築学科	平成二十七年三月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	日本工学院八王子専門学校情報科学専門課程 クリエイティブラボ科	平成二十五年四月一日
	日本工学院八王子専門学校情報科学専門課程 クリエイティブラボラボトリー科	平成二十三年三月一日（平成二十五年三月三十一日まで）に当該課程を修了した者に限る。）
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	HAL東京デジタル専門課程高度情報セキュリティ学科	平成二十五年三月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

表十五 新潟県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	国際映像メディア専門学校文化・教養専門課程映像クリエイター科	平成二十三年三月一日

表十七 石川県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[略]	[略]	[略]
科	(専) 日本航空大学校工業専門課程航空工学	平成十八年三月一日(平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
科	(専) 日本航空大学校工業専門課程航空工学	平成二十九年四月一日
[略]	[略]	[略]
科	日本航空専門学校石川工業専門課程航空工学	平成二十五年四月一日(平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)

表二十一 静岡県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[略]	[略]	[略]
科	常葉学園静岡リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科	平成二十一年三月一日(平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
[略]	[略]	[略]

表二十三 愛知県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[略]	[略]	[略]

表十七 石川県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[同上]	[同上]	[同上]
科	(専) 日本航空大学校工業専門課程航空工学	平成十八年三月一日(平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
[同上]	[同上]	[同上]
科	日本航空専門学校石川工業専門課程航空工学	平成二十五年四月一日

表二十二 静岡県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[同上]	[同上]	[同上]
科	常葉学園静岡リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科	平成二十一年三月一日
[同上]	[同上]	[同上]

表二十三 愛知県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
[同上]	[同上]	[同上]

トヨタ名古屋整備専門学校工業専門課程高度自動車科	平成十九年三月一日（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
トライデントコンピュータ専門学校工業専門課程サイバーセキュリティ学科	平成二十三年三月一日
〔略〕	〔略〕

表二十七 大阪府に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
H A L大阪デジタル専門課程高度情報セキュリティ学科		平成二十二年四月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕

表二十八 兵庫県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣の定める日
〔略〕	〔略〕	〔略〕
ビジネス専門学校キャリアカレッジ但馬商業実務専門課程経営情報学科		平成十八年三月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
〔略〕	〔略〕	〔略〕

表二十九 奈良県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣の定める日
大原和服専門学園家政専門課程和裁研究科		平成二十三年三月一日

トヨタ名古屋整備専門学校工業専門課程高度自動車科	平成十九年三月一日（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
〔同上〕	〔同上〕

表二十七 大阪府に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣が定める日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
H A L大阪デジタル専門課程高度情報セキュリティ学科		平成二十二年四月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

表二十八 兵庫県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣の定める日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
ビジネス専門学校キャリアカレッジ但馬商業実務専門課程経営情報学科		平成十八年三月一日
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

表二十九 奈良県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣の定める日

奈良きもの芸術専門学校家政専門課程和裁縫 平成二十三年三月一日
合科

表三十三 岡山県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣の定める日
朝日医療大学校医療専門課程看護学科		平成三十三年三月一日
朝日医療大学校医療専門課程理学療法学科 (昼間部)		平成二十八年四月一日
[略]		[略]

表三十四 広島県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣の定める日
[略]		[略]
総合フラワードesign専門学校文化・教養専門課程高度専門学科		平成二十二年三月一日(平成二十九年三月三十日までに当該課程を修了した者に限る。)
[略]		[略]

表四十三 熊本県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣の定める日
[略]		[略]
専修学校熊本YMCA学院社会福祉専門課程社会福祉学科		平成二十四年三月一日(平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
専門学校IEC熊本国際大学校文化教養専門課程アスリート英語ビジネス学科		平成二十二年四月一日

奈良きもの芸術専門学校家政専門課程和裁縫 平成二十三年三月一日
合科

表三十三 岡山県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣の定める日
朝日医療大学校医療専門課程理学療法学科 (昼間部)		平成二十八年四月一日
[同上]		[同上]

表三十四 広島県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣の定める日
[同上]		[同上]
総合フラワードesign専門学校文化・教養専門課程高度専門学科		平成二十二年三月一日
[同上]		[同上]

表四十三 熊本県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣の定める日
[同上]		[同上]
専修学校熊本YMCA学院社会福祉専門課程社会福祉学科		平成二十四年三月一日(平成二十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)

専門学校 I E C 熊本国際大学文化教養専門
課程ゼールスフオース学科
平成三十年四月一日

専門学校 I E C 熊本国際大学文化教養専門
課程総合英語ビジネス学科
平成二十五年三月一日(平成三十年三月三十
一日までに当該課程を修了した者に限る。)

専門学校 I E C 熊本国際大学文化教養専門
課程総合スポーツ科学学科
平成二十五年三月一日(平成三十二年三月三十
一日までに当該課程を修了した者に限
る。)

〔略〕

表四十六 鹿児島県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣の定める日
〔略〕		〔略〕
鹿児島キャリアデザイン専門学校商業実務専門課程経営情報学科		平成二十五年四月一日(平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。)
〔略〕		〔略〕

専門学校 I E C 熊本国際大学文化教養専門
課程総合英語ビジネス学科
平成二十五年三月一日

専門学校 I E C 熊本国際大学文化教養専門
課程総合英語ビジネス学科
平成二十五年三月一日

専門学校 I E C 熊本国際大学文化教養専門
課程総合スポーツ科学学科
平成二十五年三月一日

〔同上〕

表四十六 鹿児島県に所在する専修学校の専門課程

名	称	文部科学大臣の定める日
〔同上〕		〔同上〕
鹿児島キャリアデザイン専門学校商業実務専門課程経営情報学科		平成二十五年四月一日
〔同上〕		〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。